



防災研究フォーラムとは？

文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会「防災分野の研究開発に関する委員会」は2001年8月の報告の中で、自然災害を中心とした災害軽減・防御に関する研究に関する共同研究プロジェクトの立案や産官学連携の研究体制などについての検討を進めるため、「防災研究フォーラム」設置の必要があるとの提言を行いました。

これを受けて、独立行政法人防災科学技術研究所石田瑞穂研究主監（当時）の呼びかけで、京都大学防災研究所長および東京大学地震研究所長の3者で同フォーラムの必要性、活動方針、体制などについて話し合いを行い、2002年12月にフォーラム発足について基本的合意に達しました。その具体化には、既存の関連組織である地震・火山噴火予知研究協議会、自然災害研究協議会、防災実務者、マスコミなどとの連携協力が不可欠であることから、以下のような目的・体制組織で活動を行っています。

1. 目的

- 1.研究機関の連携による自然災害軽減・防御に関する共同研究プロジェクトの立案
- 2.文部科学省における自然災害軽減・防御に関する研究開発計画等の企画、調整のための意見集約（※1）
- 3.大規模突発災害に対応する迅速な産官学連携体制の構築（※2）
- 4.産官学の研究者（機関）間の連絡体制の構築、意見交換等の促進
- 5.研究者（機関）と防災実務担当者（機関）間の情報交換、意見交換等の促進
- 6.防災関係行政機関（※3）等への災害軽減・防御に関する調査・研究の協力要請等

2. 運営体制

防災研究フォーラムは以下の体制で運営されています。

- 1.幹事会： 京都大学防災研究所代表者、東京大学地震研究所代表者、防災科学技術研究所代表者、地震・火山噴火予知研究協議会担当者、自然災害研究協議会の担当者およびその他必要と認められた者で構成しています。
- 2.事務局： 京都大学防災研究所、東京大学地震研究所、防災科学技術研究所の3機関が輪番制で努めています。

3. 組織

<[組織図](#)>

4. メンバーシップ

- 1.防災研究フォーラムのメンバーは、フォーラムの活動に関心のある個人および団体とし、産官学の幅広い分野の方々にオープンなものとしています。
- 2.フォーラムのメンバーには、自然災害およびその軽減・防御に関する情報を提供します。
- 3.メンバー登録の申請につきましては、[こちら](#)をご覧ください（登録料無料）。

5. これまでの主な活動

防災研究フォーラムは、2003年6月に設立されて以来、防災分野関係機関および関係者の連携による災害軽減・防御実現を目指して以下の活動を行ってきました。

【大規模災害発生時の調査研究体制構築に関する調整等】

- 1.2004新潟県中越地震における研究調査体制の調整
- 2.2004新潟県中越地震における現地調査の調整
- 3.2004年スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害に関する緊急研究の調整
- 4.2005-06年冬期豪雪に関する緊急研究の調整
- 5.2007年能登半島地震に関する緊急研究の調整
- 6.2007年新潟県中越沖地震に関する緊急研究の調整

【大規模災害発生時の調査】

- 1.2004年1月マリアナ諸島アナタハン火山噴火調査(東京大学地震研究所)
- 2.2004新潟県中越地震における医療機関の被害と災害医療システムに関する調査 - 医療活動の継続性に着目して - (防災科学技術研究所)
- 3.2004年釧路沖(浜中沖)地震及び根室沖想定地震に関する研究(北海道大学大学院)
- 4.2004年に相次ぎ上陸した瀬戸内地方の台風災害に関する緊急調査研究(近畿大学工学部)
- 5.2005年8月ハリケーン・カトリーナ災害現地調査(防災科学技術研究所・名古屋工業大学)
- 6.2005年8月ハリケーン・カトリーナの災害対応に関する調査研究(京都大学防災研究所)
- 7.2005年10月パキスタン地震で発生した土砂災害の実態調査および雨期に備えた危険度評価に関する調査(山形大学・京都大学防災研究所)
- 8.2006年7月ジャワ島南西沖地震における余効変動調査(東京大学地震研究所・名古屋大学)
- 9.2006年7月ジャワ島南西沖地震における樹林の津波災害への影響調査(埼玉大学大学院)
- 10.2006年7月ジャワ島南西沖地震における情報伝達に関する調査(京都大学東南アジア研究所)
- 11.2007年4月ソロモン諸島地震・津波における津波被害及び地殻変動に関する調査(北海道大学・東京大学地震研究所・産業技術総合研究所・アジア防災センター)
- 12.2007年4月ソロモン諸島地震・津波における災害対応と復旧・復興に関する調査(京都大学防災研究所・東京大学)

【シンポジウム等の主催・共催等】

- 1.第1回シンポジウム「防災に関する研究開発のあり方」(2002年12月25日、東京大学地震研究所)
- 2.第2回シンポジウム「防災研究成果の地域への活用」(2004年2月5日、東京大学地震研究所)
- 3.技術振興調整費 我が国の国際的リーダーシップの確保『日米防災科学技術に関する研究者等会合』)
- 4.新潟県中越地震に関する緊急研究成果発表会(2005年5月13日、長岡工業高等専門学校)
- 5.新潟県中越地震緊急研究 一般講演会「雪国からのメッセージ～新潟県中越地震から学ぶこと～」(2007年5月14日、ホテルニューオータニ長岡)
- 6.2004年インド洋巨大地震・津波国際会議 Part 2 災害軽減科学技術の国際連携への提言(2005年12月16～17日、全共連ビル・赤坂プリンスホテル)
- 7.第4回シンポジウム「災害発生時における情報伝達および避難支援」(2006年3月4日、京都大学宇治キャンパス)
- 8.第5回シンポジウム「巨大災害と東京の危機管理」(2007年3月10日、東京国際フォーラム)
- 9.Xバンド気象レーダネットワークに関する国際シンポジウム～豪雨・突風への挑戦～(2007年10月5日、防災科学技術研究所 研究交流棟和達記念ホール)(後援)

注)

※1 大学が行う地震災害および火山噴火災害に関する研究については、「地震・火山噴火予知研究協議会」が自然災害研究協議会と連携して、活動を行っています。

※2 災害発生時の調査については、これまで大学が中心となって行う場合については「自然災害研究協議会」が窓口となり調査隊の編成および文部科学省への研究予算の申請を行っており、その方針を尊

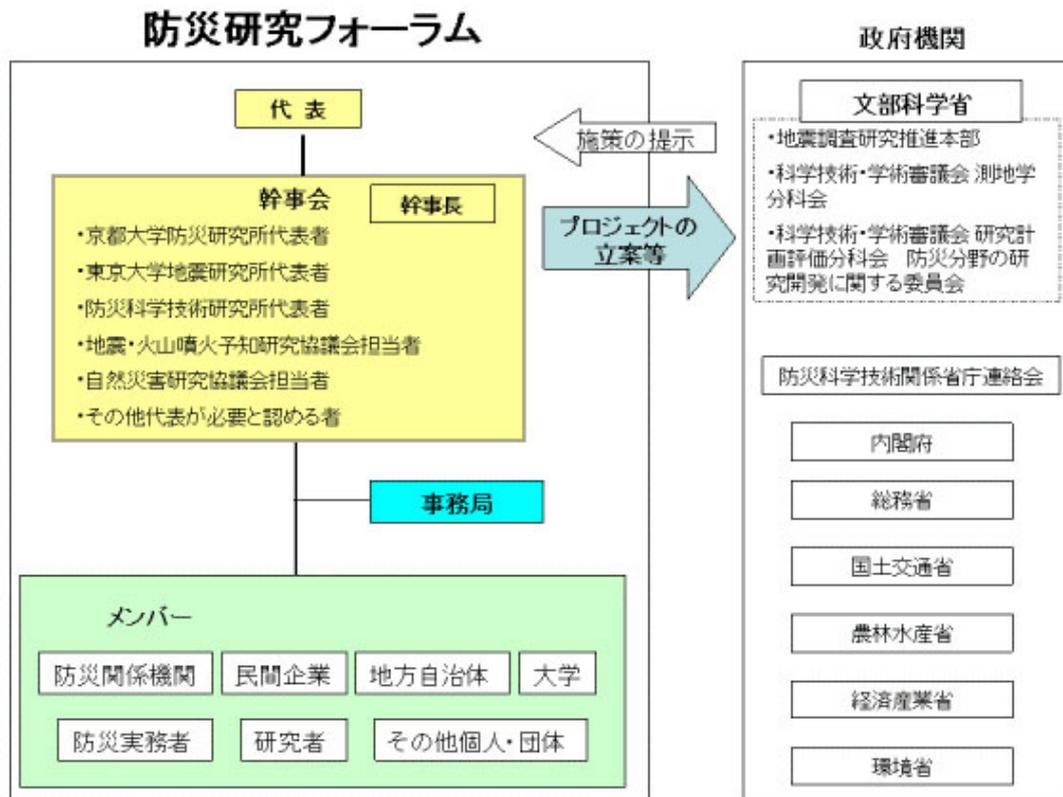
重しています。

大学のみならず文部科学省、係行政機関を含む大規模な調査隊が必要とされるときには、防災研究フォーラムが調査隊編成や予算要求に関する調整を行う場合があります。また、海外における大規模災害発生時に備えて、少人数の先遣隊を派遣するための独自の予算を確保しています。

※3 ここでの「機関」とは、内閣府、文部科学省、国土交通省、経済産業省、地方公共団体を含む防災関係行政機関を指します。

[TOPページに戻る](#)

組織図





規約／運営規則

防災研究フォーラム規約（平成15年6月27日／平成19年10月15日改正）

（目的）

第1条 防災研究フォーラムは、防災に関わる産官学の研究機関および事業機関相互の円滑な情報交換等を目的とする。

（審議事項）

第2条 防災研究フォーラムは、上記の目的を達成するために次の活動を行う。

- （1）研究機関の連携による共同研究プロジェクトの立案
- （2）文部科学省における研究開発計画等の企画、調整のための意見集約
- （3）突発災害に対応する迅速な産官学連携体制の構築
- （4）産官学の研究者（機関）間の連絡体制の構築、意見交換等の促進
- （5）ポストドクターをはじめとする機関間の人材交流の調整
- （6）研究者（機関）と防災実務担当者（機関）間の情報交換、意見交換等の促進

（構成）

第3条 フォーラムの構成は以下の通りとする。

- （1）フォーラムは、防災に関わる産官学の研究機関および事業機関のメンバーで構成し、代表、幹事会および事務局を置く。
- （2）幹事会は、京都大学防災研究所代表者、東京大学地震研究所代表者、防災科学技術研究所代表者、地震・火山噴火予知研究協議会担当者、自然災害研究協議会担当者およびその他必要と認められた者で構成する。
- （3）代表は幹事会の互選にて選出し、任期は2年とする。
- （4）幹事会内に幹事長を置く。幹事長は代表が指名し、幹事会で承認する。幹事長の任期は2年とする。

（幹事会）

第4条 幹事会は次の事項を行う。

- （1）フォーラムの基本方針、進捗状況、活動等に関する審議
- （2）事業計画の作成および執行
- （3）その他フォーラムの推進に必要な事項

（庶務）

第5条 フォーラムの庶務は、事務局で行うものとする。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、フォーラムの運営に関し必要な事項については、幹事会が定めるものとする。

附則

この運営要領は、平成19年10月15日から施行する。

防災減災連携研究ハブ参加機関責任者会議（第 1 回）議事録（案）

1. 日程：2019 年 3 月 1 日（金）12 時～14 時
2. 場所：マークライト虎ノ門 6 階 防災科学技術研究所東京会議室
3. 出席者：別紙の通り
4. 議題：
 - （1）防災減災連携研究ハブ設置について
 - 1)構想、活動
 - 2)規約、組織
 - （2）Nation's Synthesis の推進について
 - （3）日本学術会議第 24 期「学術大型研究計画」申請について
 - （4）防災推進国民大会 2019 の参加について
 - （5）その他
5. 配布資料：

| | |
|-----------|------------------------|
| 資料 01-01a | 防災減災連携研究ハブの構想 |
| 資料 01-01b | 防災減災連携研究ハブの規約 |
| 資料 01-02a | Nation's Synthesis の提案 |
| 資料 01-02b | データプラットフォーム構想 |
| 資料 01-03a | 24 期「学術大型研究計画」公募 |
| 資料 01-03b | 24 期「学術大型研究計画」申請案 |
| 資料 01-03c | 24 期「学術大型研究計画」ppt 案 |
| 資料 01-04 | 国民大会 2019 出展公募 |

6. 概要：

（1）防災減災連携研究ハブ設置について

1) 構想、活動

資料 01-01a により、防災減災連携研究ハブの国内外での必要性をレビューし、参加機関、主要活動項目を定めた。

2) 規約、組織について

資料 01-01b 規約案について、以下の修正を行った上で、規約として定めることとした。

- ・第 2 条第 1 項に、学術の創生と人材育成をキーワードとして盛り込むこと
- ・東京大学の総合防災情報研究センター（CIDIR）には、所属（情報学環）を加えること

本日の会議は、第 1 回参加機関責任者会議であることが確認された。

タスクフォースは、責任者が各機関から人員を選出することとなった。

事務局は防災科研が担当することとなった。

(2) Nation's Synthesis の推進について

Nation's Synthesis の概念を共有し、ファシリテーターの役割を明確にした後、ファシリテーターを支援する Online Synthesis System を作っていくことを確認した。

(3) 日本学術会議第 24 期「学術大型研究計画」申請について

防災科研の長として、林理事長が代表となり、IRDR 分科会と科学技術を活かした防災・減災政策の国際的展開に関する検討委員会の推薦により申請を進めることが了承された。

マスタープラン 2017 の申請内容に、Nation's Synthesis と Online Synthesis System を加え、進捗のプロセスを明示することとなった。

さらに、Society5.0、文部科学省や国土交通省のプログラムや、SIP4D、DIAS などとの連携を記載することとなった。

その上で、資料 01-03b を各責任者で添削し、申請することとなった。

(4) 防災推進国民大会 2019 について

防災減災連携研究ハブとして、提案することが了承された。

企画、スコープ、中心機関はタスクフォースで議論することとなった。名古屋大学減災連携研究センター、川崎先生には関わっていただくこととなった。

最後に

参加機関責任者会議は、今後は年 2 回の開催を目指す。

また、今は face to face ではあるが、構成機関が日本全国にあるため、遠隔での会議も検討することとなった。

(以上)

出席者一覧（敬称略）：

東北大学災害科学国際研究所（IRIDeS） 所長 今村 文彦

東京大学地震研究所 教授 佐竹 健治

東京大学総合防災情報研究センター（CIDIR） センター長 田中 淳

東京大学地球観測データ統融合連携研究機構（EDITORIA） 機構長 池内 幸司

特任教授 川崎 昭如

名古屋大学減災連携研究センター 副センター長 野田 利弘

特任教授 田代 喬

京都大学防災研究所 地震予知研究センター 教授 橋本 学

京都大学大学院 ユネスコチェア WENDI 特定准教授 吉川 みな子

九州大学アジア防災研究センター 教授 塚原 健一

防災科学技術研究所 理事長 林 春男

レジリエンス研究教育推進コンソーシアム（筑波大学 教授） 伊藤 誠

海洋研究開発機構（JAMSTEC） 地震津波予測研究グループリーダー 堀 高峰

日本防災プラットフォーム 代表／Japan Innovation network 専務理事 西口 尚宏

常務理事兼事務局長 土井 章

常務理事 沼田 収

土木研究所

水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM） センター長 小池 俊雄

グループ長 澤野 久弥

防災減災連携研究ハブ規約

(目的)

第1条 防災減災連携研究ハブ（以下、連携研究ハブと呼ぶ。）は、国内外の災害を巡る諸課題に対して、理学・工学・農学、社会科学・心理学、健康科学・医学に亘る各分野の防災、減災に関わる我が国の大学・研究拠点及び実務機関が、それぞれの研究、教育、実践活動の特徴を活かして、分野間連携(interdisciplinary)と科学－社会連携(trans-disciplinary)を進め、科学知に基づく災害に強い社会の構築を国内外で目指すためのネットワークを形成することを目的とする。

(活動内容)

第2条 連携研究ハブは、上記の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 国難と称される巨大災害、頻発する激甚災害に対する社会のレジリエンスの強化を支援する学術の創生と人材育成及び教育体制の強化
- (2) 国際協力による科学・技術に基づく災害リスク軽減の現状・在り方・方策の統合化（シンセシス）の推進と各国の科学技術コミュニティとの協力によるナショナルプラットフォームの支援
※ ナショナルプラットフォームとは、効果的で持続的な災害リスク軽減を実現するために様々な利害関係者が参加する国によって設置・運営される調整機構。
- (3) 学術基盤（情報共有システム、実験・観測・データ解析・シミュレーション機能等）の共同構築・利活用
- (4) 上記（1）～（3）を推進するための協議の場（フォーラム、ワークショップ等）の開催

(構成)

第3条 連携研究ハブの構成は、以下の通りとする。

- (1) 連携研究ハブは、防災、減災に関わる我が国の大学・研究拠点及び実務機関のメンバーで構成し（別紙参照）、参加機関責任者会議、タスクフォース及び事務局を置く。
- (2) 参加機関責任者会議は、各参加機関の責任者から構成し、意思決定を行う。
- (3) タスクフォースは、各参加機関責任者がそれぞれ1～2名を指名したメンバーから構成し、企画、運営を行う。
- (4) 事務局は国立研究開発法人 防災科学技術研究所が担当する。

(参加機関責任者会議)

第4条 参加機関責任者会議は次の事項を行う。

- (1) 連携研究ハブの基本方針の策定、進捗状況の管理、活動項目の決定等に関する審議
- (2) 事業計画の作成および執行
- (3) その他連携研究ハブの推進に必要な事項

(タスクフォース)

第5条 タスクフォースは次の事項を行う。

- (1) 連携研究ハブの基本方針案、進捗状況報告、活動項目案等の策定

- (2) 事業計画案の作成
- (3) その他連携研究ハブの推進に必要な事項

(庶務)

第6条 連携研究ハブの庶務は、事務局で行うものとする。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、連携研究ハブの運営に関し必要な事項については、参加機関責任者会議（又はタスクフォース）が定めるものとする。

附則

この運営要領は、2019年3月1日から施行する。

(別紙：参加機関リスト)

東北大学災害科学国際研究所 (IRIDeS)

東京大学地震研究所(ERI)

東京大学情報学環総合防災情報研究センター(CIDIR)

東京大学地球観測データ統融合連携研究機構(EDITORIA)

名古屋大学減災連携研究センター(DMRC)

京都大学防災研究所(DPRI)

京都大学水・エネルギー・災害教育研究ユネスコチェアユニット(WENDI)

九州大学大学院 工学研究院 附属 アジア防災研究センター

国立研究開発法人防災科学技術研究所(NIED)

国立研究開発法人海洋研究開発機構(JAMSTEC)数理科学・先端技術研究分野

国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター (ICHARM)

レジリエンス研究教育推進コンソーシアム

日本防災プラットフォーム(JBP)

防災減災連携研究ハブを核とする 産官学民連携による研究推進・人材育成

